

令和3年12月9日（最終更新：令和5年4月1日）

一般廃棄物の越境処理（市区町村による委託）に関する 事前通知書作成要領

貴市区町村で発生する一般廃棄物を市区町村による委託で横浜市内の民間処分施設にて処分する場合には、次のとおり事前通知書（以下、「通知書」といいます。）を作成し、資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係にご提出ください。

通知書の内容に対して疑義がある場合には、通知をいただいてから原則5営業日以内に本市から連絡をします。本市からの連絡がない場合、協議は終了となります。

なお、作成方法等で不明な点がありましたら、本要領に記載した問合せ先までご連絡ください。

1 通知書の記載事項について（記載例は最終頁にあります。）

（1）標題について

通知書の標題は「一般廃棄物の処理委託に係る通知」である旨の表現にしてください。

（2）記載事項

通知書には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに基づき通知する」という旨の表現を入れてください。

ア 処分又は再生の場所の所在地

横浜市内の処分施設の所在地及び施設名を記載します。

※処分施設の所在地ではなく、本社の所在地が記載されている事例が散見されますので、ご注意ください。

イ 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物の種類及び数量並びに処分又は再生の方法

数量については、1か月あたりの処理量又は通知書の期間内に処理が想定される重量を記載します。

エ 搬入開始予定年月日

前年度からの継続案件の場合には、前年度中に通知があれば4月1日を開始日としていただいて構いません。

（3）問合せ・連絡先

貴市区町村における所属名、担当者名、電話番号及びEメールアドレスを記載してください。

2 注意事項、よくある質問

(1) 添付書類について

搬入経路図や契約書の写し等の添付書類は不要です。

(2) 協議通知に対する本市からの応答について

いただいた協議通知書に対しては、疑義がある場合を除き、本市からの連絡は行っておりません。協議終了通知書等が必要な場合、担当者までお問い合わせください。

お問合せ・送付先

横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理施設指導係

住所：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10 23階

電話：045-671-2515

Eメール：sj-syorishisetsu@city.yokohama.jp

記載例

第 年 月 日
年 月 日

(宛先)
横浜市長 山中 竹春

〇〇市長 氏 名

一般廃棄物の処理委託に係る通知書

〇〇市内で発生した一般廃棄物について、横浜市内にある処分業者に搬入し処分（再生）することとなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに基づき、次のとおり通知します。

- 1 処分又は再生の場所の所在地
横浜市〇〇区〇〇町1-2-3
株式会社〇〇 横浜工場
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 名 称 株式会社〇〇（代表者名 〇〇 〇〇）
(2) 住 所 横浜市〇〇区〇〇町4-5-6
- 3 一般廃棄物の種類及び数量並びに処分又は再生の方法
(1) 種 類 廃蛍光管
(2) 数 量 〇トン/月
(3) 処分又は再生の方法 切断
- 4 搬入開始予定年月日
〇年〇月〇日

〇〇市〇〇局〇〇課

担当:

電話:

電子メール: